

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定及び公文書部分公開決定のうち、「平成18年10月3日付け立入報告書」中「他社の製品名」、「平成18年10月5日付け聞き取り報告書」中「他社の製品名及び製品の説明」及び「平成18年12月6日付け聞き取り報告書」に添付された「その他意見」については非公開とすべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成19年10月3日付けで、実施機関に対し、「特定法人ばい煙施設等に関する届出の内容、特定法人に対する産廃撤去指導の内容・結果・その後の指導の内容がわかるもの、特定法人が産廃に関する許可の内容がわかるもの」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、東濃振興局が保有する特定法人に係るばい煙発生施設に関する公文書及び特定法人に対する産廃撤去に関する公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、平成19年10月17日付け東振第1026号により、特定法人に対して当該文書の公開について条例第14条第1項の規定による意見聴取を行ったところ、同月24日付けで、特定法人から、「全面的に情報公開を拒否する旨、仮に一定程度の情報を公開するのであれば、当社の取引上の信用を失うこととなる情報、発言の正確性が担保されない情報及び当社が第三者に公開されるとは考えていなかった情報に該当する部分は公開されるべきではない」等、「公開されると支障を生じる」との回答を得た。

実施機関は、本件対象公文書中、個人の自署、役員の家系構成、従業員の役職及び氏名については条例第6条第1号に、特定法人の印影、施設の図面、取引単価、工場内の施設の写真、工場内配置図及び聞き取り報告書のうち特定法人の意見・主張等の内容に関する部分については条例第6条第3号に該当するとして非公開としたものの、その他の部分については公開することとする公文書公開決定及び公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年10月31日付け東振第1063号及び東振第1063号の2により、請求者に通知するとともに、特定法人に対しては、平成19年10月31日付け東振第1063号の4により、当該法人から公開されると支障を生じると回答された情報を公開することとした旨の通知及び本件処分に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を行った（本件対象公文書名及び公開する部分は、別表のとおり）。

なお、請求者の公開請求のうち「特定法人が産廃に関する許可の内容がわかるもの」については、対象公文書が存在しないことを理由に公文書非公開決定を行い、請求者に対して平成19年10月31日付け東振第1063号の3により通知している。

3 異議申立て

特定法人（以下「異議申立人」という。）は、本件処分を不服として、平成19年11月19日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

実施機関は、平成19年11月22日付けで、その職権により、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、公開の実施を停止することとし、異議申立人および請求者に通知した。

また、請求者（以下「参加人」という。）より平成19年12月14日付けで、本件異議申立ての利害関係人として審理手続に参加したい旨の申請があったため、実施機関は、平成19年12月27日付け不第159号及び地環第748号で参加することを許可した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 請求の目的について

条例の目的は開かれた県政を実現するためであるが、（異議申立人が推測する）請求者が行ったこの情報公開請求は、異議申立人の正当な企業活動を意図的に否定的に評価し、個人的な利益のために利用する目的であることは明らかであり、条例の目的に照らして当該公開請求は拒否されるべきものである。

(2) 条例第6条第3号（事業活動情報）該当性について

公開することとされた製品名は他社の販売する製品であり、公開することにより、販売会社に対して攻撃が行われ、取引を停止されるおそれがある。

自社の製品名は、公開することにより、自社の売上に響くおそれがある。

自社の製品の説明をしている部分については、取引先名や製造方法が記載されており、取引先への攻撃が行われて取引が停止されたり、製品そのものが攻撃され、売上の減少が懸念される。

平成18年10月23日付けの立入調査書中の写真については、県の指導を受けた後にも、炉で廃棄物を燃やしているとの誤解を招く可能性が高い。

平成18年12月6日付けの聞き取り報告書添付の異議申立人の意見部分については、記憶に基づき作成したものであり、内容の正確性が担保されておらず、異議申立人が誤解していた場合には、異議申立人が意図的に虚偽の情報を県に提供したものと受け取られる可能性があり、異議申立人の社会的な評価や信用を損なうおそれがある。

なお、異議申立人は、異議申立書においては、ばい煙発生施設に関する届出の内容に関して、「現在操業を休止している設備に関して誤解を生ずるおそれがある」として非公開を主張していたが、意見書においては、「実施機関の公開決定等理由説明書において『公開時に当該施設が現状では休止していることを合わせて説明する。』とあることから、公開されても問題は生じなくなった。」として、当該部分については、平成20年1月15日付けで異議申立ての取り下げの意思を示している。

(3) 条例第6条第7号（任意提供情報）該当性について

異議申立人は、提出した文書や実施機関の質問に対して回答した内容は第三者に公開されるという認識は持っておらず非公開とすべきである。

仮に異議申立人から非公開の条件提示がないとしても、公開すべきではない。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

対象公文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第18条第1項の報告徴収権に基づき異議申立人から徴収した報告書及び撤去計画書、廃掃法第19条第1項の立入検査権に基づき異議申立人の施設に立入調査を行った際の立入報告書、聞き取り報告書及び掘削調査調査票である。

2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 公開請求の目的について

条例第5条に定めるように、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであって、請求者に対し公開請求の理由や利用の目的等の個別の事情を問うものではない。対象公文書に記録されている情報について、利害関係を有しているかどうかなどの個別の事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、公文書に記載された情報が条例に定める非公開情報に該当するか否かによって公開決定等を行うものである。

(2) 条例第6条第3号（事業活動情報）該当性について

他社の製品名については、取引先企業ホームページにおいて公開されている。

自社の製品名については、公開されていなくても、営業行為として通常宣伝行為等で広く知らしめるものであって、異議申立人の商品名を挙げて攻撃されるとの主張には具体性がない。

使用する製品名が明らかになったとしても、具体的な配合等詳細な情報までは明らかにならないし、製造方法については、周知の事実であって、異議申立人のみが知り得るノウハウとはいえない。

立入報告書等の記載内容は、当時の指導記録であって、日時を明らかにして公開するものであり、現在も操業しているとの誤解を招くおそれはない。

(3) 条例第6条第7号（任意提供情報）該当性について

異議申立人からの聴取内容は、廃掃法第18条第1項の規定に基づき必要な報告を求めたものであり、任意に提供された情報ということとはできない。

異議申立人から第三者へ公開しないこととする条件の提示はなかった。

第5 参加人の主張

参加人が意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

事業者は、現在も敷地内でどこから持ち込まれているかわからない土を広げて作業をしており、不安である。

産業廃棄物の撤去も完全に行われたとは言い切れない。

ばい煙施設による事業は、周辺地域の健康や、その他の生活上の利益に影響を及ぼすものである。工場ができる際にも、住民の反対を押し切って強行しているが、その上、大量の産業廃棄物を埋めてしまうモラルのなさは明白である。

以上の事実から、人の生命、身体又は健康を保護するため公開する必要がある。

第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、廃掃法第18条第1項の報告徴収権に基づき異議申立人から徴収した報告書及び撤去計画書、同法第19条第1項の立入検査権に基づき異議申立人の施設に立入調査を行った際の立入報告書、聞き取り報告書及び掘削調査調査票である。

内容は、実施機関において事業者の役員等から聴き取った内容の記録や施設内を撮影した写真等である。

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、請求者の権利の濫用、条例第6条第3号及び第7号に規定する非公開情報に該当する旨の主張をしていると思われるので、それぞれについて以下のとおり判断する。

(1) 請求者の権利の濫用について

異議申立人は、(異議申立人が推測する)請求者は、不当な目的で情報公開請求を行うものであり、条例の目的に照らして当該公開請求は拒否されるべきものであると主張する。

しかし、条例第5条に規定されているように、条例に基づく情報公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、また、それらの事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではないため、異議申立人の主張は認められない(もっとも、公文書の公開を受けた者は公開によって得た情報を適正に使用しなければならない責務を負っている(条例第4条))。

(2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨について

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については公開しないことを定めたものである。

当該規定の解釈及び運用について、岐阜県情報公開条例解釈運用基準(以下「解釈運用基準」という。)は、「競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、単に周知性のない誰もが容易に知ることができない情報、不特定の無関係の者に知られたくない情報というだけでは足りず、公開することにより正当な利益が損なわれる可能性が具体的、客観的かつ現実的なものでなければならぬとしている。

イ 条例第6条第3号該当性について

本件対象公文書のうち、平成18年10月3日付け立入報告書については、異議申立人の工場内における設備、原料、製品等が写真とともに記載されており、これらの情報は異議申立人に関する情報といえることから、当該情報を公開することにより、異議申立人の正当な利益が損なわれるかどうかについて判断する必要がある。

この点、異議申立人は、自社製品名、他社製品名ともに非公開にするよう主張しているが、通常自社製品名については、事業者の営業活動等を通じ広く世間に宣伝される性質のものであり、公開されることにより事業者の正当な利益が損なわれるとは言い難い。また、異議申立人が主張するように自社製品名を公開することにより、他者より攻撃が行われ、売上に響くおそれがあるという点については、その可能性が具体的、客観的かつ現実的でなければならぬところ、異議申立人において損なわれる利益について、それを認めるに足りるだけの具体的な主張立証はされて

おらず、自社製品名について条例第6条第3号に該当すると認めることはできない。

一方、他社製品名については、これを公開することにより、異議申立人の取引先企業が容易に判明することになる。このような情報は、事業者の営業、販売に関する情報であって、通常公にされるものではなく、公開されることによって、異議申立人の事業活動が損なわれるおそれがあるといえ、条例第6条第3号に該当すると認められる。

次に、平成18年10月5日付け聞き取り報告書については、異議申立人が製造する製品及び発生廃棄物の処理状況等について、実施機関が異議申立人から聴取した内容が記載されており、これらの内容は、異議申立人に関する情報といえることから、当該情報を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて判断する必要がある。

この点、異議申立人は、製品の説明をしている部分には取引先名や製造方法が記載されており非公開とするよう主張している。

先に述べたとおり取引先企業名及び取引先企業名が容易に判明することになる他社製品名については、事業者の営業、販売に関する情報であって、通常公にされるものではなく、公開されることによって、異議申立人の事業活動が損なわれるおそれがあるといえ、条例第6条第3号に該当すると認められる。

しかし、異議申立人が製造する製品の製造方法の記載については、製品製造に使用する原料名が明らかになったとしても具体的な配合等の詳細な情報までは明らかにされず、またインターネットにおいて使用する原料の使用方法等が多数掲載されていることから、異議申立人が主張するようなノウハウ性は認めることができず、条例第6条第3号に該当すると認めることはできない。

次に、平成18年10月23日付け立入報告書については、同日に実施機関が異議申立人の事業所に立入調査を実施した際の内容及び事業所の写真が記載されており、これらの内容は、異議申立人に関する情報といえることから、当該情報を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて判断する必要がある。

この点、異議申立人は、写真を見ると県の指導を受け始めた後にも、炉で廃棄物を燃やしているとの誤解を招く可能性が高いとして非公開とするよう主張するが、報告書の記載内容は、立入調査を実施した当時のものであり、また、報告書には立入調査を実施した日時等も記載されており、現在も操業しているとの誤解を招くおそれがあるとはいえない。また記載内容は、異議申立人の事業所における客観的事実にすぎず、これを明らかにされたとしても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められず、条例第6条第3号に該当すると認めることはできない。

最後に、平成18年12月6日付け聞き取り報告書については、実施機関の異議申立人に対する事情聴取内容及び異議申立人から提出された意見等が記載されており、これらの内容は、異議申立人に関する情報といえることから、当該情報を公開することにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるかどうかについて判断する必要がある。

この点、異議申立人は、異議申立人の意見等については、記憶に基づき作成したものであり、内容の正確性が担保されておらず、異議申立人が誤解していた場合には、異議申立人が意図的に虚偽の情報を県に提供したものと受け取られる可能性が

あり、異議申立人の社会的な評価や信用を損なうおそれがあるとして非公開を主張する。

異議申立人より提出された「その他意見」の内容は、異議申立人の事業所及び事業活動に関する関係者の見解が一致していない事実に関するものであり、その事実について異議申立人が自らの主張・見解を述べている部分である。こうした異議申立人の主張・見解が公開されることにより、無用の誤解を生じさせるとともに、情報が曲解されることによって、異議申立人の社会的信用・評価が損なわれ、今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、条例第6条第3号に該当すると認められる。

(3) 条例第6条第7号該当性について

ア 条例第6条第7号の趣旨について

条例第6条第7号本文は、個人又は法人等から公開しないことを条件として、県が任意に情報の提供を受ける場合があるが、このような情報が記録されている公文書のうち、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの等当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについては、公開しないことを定めたものである。

これは、このような情報を提供者の承諾なく公開することは、当該提供者と県との協力関係、信頼関係が損なわれ、将来、当該提供者からの情報の提供を受けられなくなり、結果的に県民全体の利益が損なわれることにもなりかねないことから、これを防止しようとするものである。

当該規定について、解釈運用基準は、「『任意に県に提供された情報』とは法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により、県に提出された情報をいう」としている。また、「公開しないことの条件は、調査票、協議書等の書面に『公開しない』、『他の目的に使用しない』等の記載があるもの、その他提供を受けるときに提供者から公開しない旨の明示の条件が付されたものをいう」としている。

イ 条例第6条第7号該当性について

異議申立人は、聞き取り報告書について、提出した文書や実施機関の質問に対して回答した内容は第三者に公開されるという認識は持っていなかったとして非公開を主張するが、実施機関は廃掃法第18条第1項の規定に基づき必要な報告を求めたものであり、任意に提供された情報ということとはできないと主張する。

この点当審査会で、当該聞き取り報告書を見分したところ、平成18年12月6日付け聞き取り報告書に添付された「その他意見」を除き、これらの報告書は、実施機関において作成された文書である。そして記載内容は、異議申立人の敷地内に埋設されていた廃棄物に関するものであって、埋設されていた廃棄物に関して、実施機関が異議申立人から発生の経緯や処理状況等を聴取し、その聴取内容を記録したものであり、根拠条文の明記はないものの、廃掃法第18条第1項に規定する報告徴収権に基づく文書であると認めることができ、異議申立人が主張するような任意提供情報とは認められず、条例第6条第7号に該当すると認めることはできない。

なお、平成18年12月6日付け報告書に添付された「その他意見」については、(2)で判断したとおり、当該情報は条例第6条第3号に該当することにより非公開とすべきものであることから、条例第6条第7号該当性については判断するまでもない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成19年12月6日	・ 諮問を受けた。
平成19年12月25日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成19年12月27日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成20年1月17日	・ 異議申立人から意見書を受領した。
平成20年1月22日	・ 実施機関に異議申立人からの意見書を送付した。 ・ 参加人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成20年2月6日 (第75回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年2月6日	・ 参加人から意見書を受領した。
平成20年2月8日	・ 実施機関に参加人からの意見書を送付した。
平成20年3月24日 (第76回審査会)	・ 実施機関、異議申立人から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年5月19日 (第77回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年6月16日 (第79回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	小森 正悟	弁護士	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

別表

1 東振第1063号 (全部公開)

	年月日	公文書名	公開する部分
1	H18.10.5	聞き取り報告書(H18.10.5)	・事業者役員への製品及び発生廃棄物の処理状況等についての聞き取り内容
2	H18.10.17	掘削調査調査票	・現地掘削調査内容及び事業者への指示事項 ・掘削調査現場写真
3	H18.10.23	立入報告書(H18.10.23)	・廃棄物処理法第18条報告提出指示文書の事業者への手交及び現地調査内容 ・立入現場写真
4	H18.10.23	廃棄物の撤去勧告及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定による報告について	・廃棄物処理法第18条報告提出指示文書(決裁文書)
5	H18.11.6	法18条第1項の規定による報告(H18.11.2)	・廃棄物処理法第18条報告提出指示に基づき事業者が提出した報告書
6	H18.11.7	立入報告書(H18.11.7)	・事業者による埋設廃棄物の撤去作業確認 ・撤去作業現場写真
7	H18.11.8	立入報告書(H18.11.8)	・事業者による埋設廃棄物の撤去作業確認 ・撤去作業現場写真
8	H18.11.9	立入報告書(H18.11.9)	・事業者による埋設廃棄物の撤去作業確認 ・撤去作業現場写真
9	H18.11.10	立入報告書(H18.11.10)	・事業者による埋設廃棄物の撤去作業確認 ・撤去作業現場写真
10	H18.11.13	立入報告書(H18.11.13)	・事業者自主撤去への立ち会い ・自主撤去現場写真
11	H18.11.27	聞き取り報告書(H18.11.27)	・廃棄物埋設情報についての、事業者への聞き取り内容、地図
12	H18.12.4	立入報告書(H18.12.4)	・事業者による廃棄物の分別及び撤去状況確認 ・撤去作業現場写真
13	H18.12.8	撤去計画書	・事業者が提出した撤去計画書(H18.12.8)
14	H19.2.5	撤去計画書	・事業者が提出した撤去計画書(H19.2.1)
15	H19.5.24	立入報告書(H19.5.24)	・事業者役員への聞き取り内容 ・撤去作業現場写真
16	H19.8.20	立入報告書(H19.8.20)	・事業者役員への聞き取り内容 ・撤去作業現場写真
17	H19.9.21	立入報告書(H19.9.21)	・事業者役員への聞き取り内容 ・撤去作業現場写真

2 東振第1063号の2 (部分公開)

	年月日	公文書名	公開する部分
1	-	ばい煙発生施設設置(使用)届出書、ばい煙発生施設台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設設置(使用)届出書の施設の図面を除く部分 ・ばい煙発生施設台帳
2	H18.10.3	立入報告書(H18.10.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者役員への聞き取り、現地調査、帳簿調査内容 ・現地調査の写真
3	H18.12.6	聞き取り報告書(H18.12.6)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者役員への廃棄物撤去に係る聞き取り内容 ・事業者その他の意見
4	H19.1.24	聞き取り報告書(H19.1.24)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者役員及び関係者への聞き取り内容
5	H19.3.13	立入報告書(H19.3.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による廃棄物の撤去作業確認 ・撤去作業現場及び廃棄物マニフェストの写真
6	H19.4.6	撤去報告書(H19.3.13、3.23)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物マニフェストの写し ・撤去作業に関する写真
7	H19.5.9	撤去報告書(H19.4.25)	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去作業に関する写真 ・廃棄物マニフェストの写し
8	H19.6.7	撤去報告書(H19.5.24)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物マニフェストの写し
9	H19.9.4	撤去報告書(H19.8.20)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物マニフェストの写し